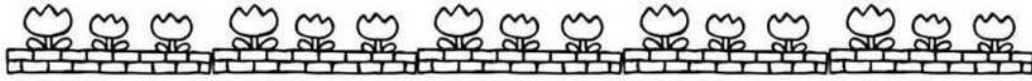


令和9年度

壬生町の教育・保育施設入所案内



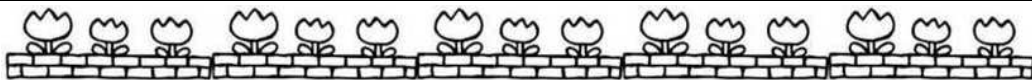
壬生町役場
こども未来課保育係
電話：0282-81-1831



クラス年齢一覧表

- ・令和 9 年 4 月 1 日時点での年齢でクラスが決まります。
- ・年度の途中で年齢が上がっても 1 つ上のクラスにうつることはありません。

0 歳児クラス	令和 8 年 4 月 2 日生～
1 歳児クラス	令和 7 年 4 月 2 日生～令和 8 年 4 月 1 日生
2 歳児クラス	令和 6 年 4 月 2 日生～令和 7 年 4 月 1 日生
3 歳児クラス	令和 5 年 4 月 2 日生～令和 6 年 4 月 1 日生
4 歳児クラス	令和 4 年 4 月 2 日生～令和 5 年 4 月 1 日生
5 歳児クラス	令和 3 年 4 月 2 日生～令和 4 年 4 月 1 日生



《目次》

1. 教育・保育施設等について		1
2. 認定について		2
3. 利用者負担額（保育料）について		4
4. 幼児教育・保育の無償化について		6
5. 入所の申込について		11
6. 壬生町の教育・保育施設一覧		14
7. 募集施設紹介	① 壬生町立とおりまち保育園	18
	② 壬生寺保育園・壬生寺第二保育園	19
	③ ありんこ保育園	21
	④ 森の子保育園・森の子保育園おひさま	23
	⑤ ステラ獨協前保育園	25
	⑥ おもちゃのまち幼稚園	27
	⑦ くにあ幼稚園	29
	⑧ やすづか幼稚園	31
	⑨ メリーランド保育園	33
7. よくある質問（Q&A）		35



《特定教育・保育施設等について》

子ども・子育て支援新制度では、新制度に移行した幼稚園、認定こども園、保育園等を「特定教育・保育施設」と言い、これらの施設を利用するためには、教育・保育の認定を受ける必要があります。壬生町には、以下の4つの種類の施設が開設されています。

① 幼稚園

満3歳から小学校就学前までのお子さんが、さまざまな遊びを通じた教育を受け、小学校以降の基盤を培うことができる、一番初めの学校です。お昼過ぎごろまでの教育時間のほか、教育時間前後や園の休園中の教育活動（預かり保育）を実施します。

令和8年度現在、私立1園が開設されています。



② 保育園

保育園は、保護者が就労や家族の介護等を日中常態としているため、児童の保育を必要とする場合に、保護者に代わって保育を行う施設です。1日最大11時間の開所時間のほか、延長保育や子育て相談、一時預かり等、様々なニーズに応じた保育を実施します。

令和8年度現在、公立1園、私立5園が開設されています。



③ 認定こども園

認定こども園は、保育を必要とする児童を預かる保育園と、保育の必要性の有無にかかわらず満3歳からの児童の教育を行う幼稚園の両方の機能を併せ持っています。また、地域の子育て支援や親子交流の場の提供も行う施設です。認定こども園には、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つの類型があります。

令和8年度現在、私立園幼保連携型が3園、私立幼稚園型が1園開設されています。



④ 小規模保育施設

保護者が就労や家族の介護等を日中常態としているため、児童の保育を必要とする場合に、家庭的保育に近い環境の下で、少人数（6～19人）で0歳から2歳児クラスのお子さんの保育を行うのが小規模保育施設です。3歳児（年少）クラスからは連携施設に通うことになります。

令和8年度現在、私立1園が開設されています。



《認定について》

1号認定（教育利用）

対象



満3歳以上のお子さんで
教育を希望する場合

利用可能施設



- ・認定こども園（教育利用）
- ・幼稚園

特徴



- ・夏休み・春休み・冬休みなどの
長期休業があります。
- ・利用時間：園によって異なりますが、
概ね14時頃まで

1号認定の入所申し込みについては
11ページへ

2・3号認定（保育利用）

対象



- ・2号認定：満3歳以上
- ・3号認定：満3歳未満

利用可能施設



- ・保育所
- ・認定こども園（保育利用）

保育を必要とする事由

- ・月64時間以上の就労
- ・求職
- ・保護者の疾病・障害
- ・災害復旧
- ・妊娠・出産
- ・育児休業
- ・就学
- ・親族の介護・看護

など

詳しくは8ページへ

2・3号認定の入所申込については
12ページへ

年度途中で状況が変わった場合は認定変更が必要になります。
壬生町役場子ども未来課保育係までご連絡ください。



「保育の必要量」について（2・3号認定）

就労時間等の保育を必要とする事由に基づき、「保育標準時間認定」か「保育短時間認定」いずれかの「保育の必要量」を決定します。

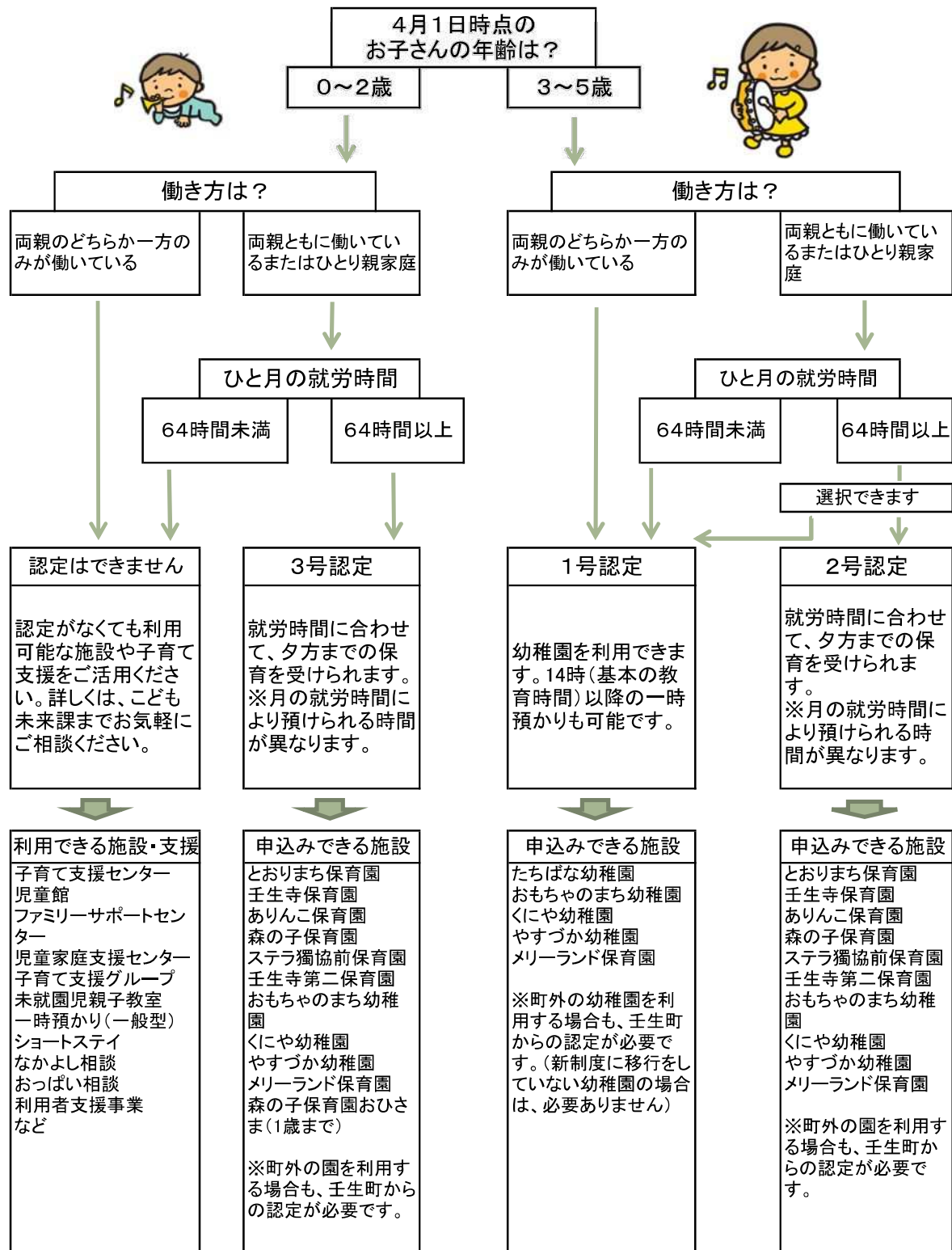
- ・保育標準時間認定：7：00～18：00または7：15～18：15の間で最長11時間
- 【保育を必要とする事由】月120時間以上の就労、妊娠・出産等
- ・保育短時間：8：30～16：30の間で最長8時間
- 【保育を必要とする事由】月64時間以上120時間未満での就労、求職活動、育児休業等

詳しくは8ページへ

決定された時間を超えて預ける場合は**延長保育**となります。
延長保育の実施料金・実施時間は施設によって異なります。詳細は施設にご確認ください。

あなたの認定区分は？ 申込みできる壬生町の施設は？

就労を理由に認定を申請する場合・・・



【2号・3号認定を受けた場合に通常保育として利用できる時間】

- 月120時間以上就労している場合
保育標準時間利用・・・最大11時間（例：7:00～18:00）
- 月64時間以上、120時間未満で就労している場合
保育短時間利用・・・最大8時間（例：8:30～16:30）

＜利用者負担額（保育料）について＞

認定区分や保護者の所得（原則として父母の住民税所得割課税額）等に応じて、壬生町が利用者負担額（保育料）を決定します。児童１人あたりの保育にかかる経費は、国・県・町の負担と保護者の方に納めていただく保育料で賄っています。

■ 基準

４月～８月分の保育料	前年度分の住民税所得割課税額
９月分からの保育料	当該年度分の住民税所得割課税額

令和元年１０月から始まった幼児教育・保育の利用料無償化の対象は、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する３歳から５歳児クラスの子供たち、住民税非課税世帯の０歳から２歳児クラスまでの子供たちです。また、幼稚園及び認定こども園（教育利用）利用者の預かり保育や認可外保育施設等についても無償化の対象となりました。

なお、住民税の非課税世帯を除く３号認定（０歳児クラスから２歳児クラス（３歳になってから最初の３月３１日までの保育利用）の方は、住民税所得割額等に基づき、利用者負担額を納めていただくこととなります。

詳しくは、６ページの「幼児教育・保育の無償化について」をご覧ください。

令和９年度壬生町利用者負担額・保育認定（３号認定）

※ 施設によって、基本となる保育料のほかに、行事費・バス代等の実費負担や、保育の質の向上を図るために必要な経費について、追加の負担額が生じる場合があります。事前に見学等をして確認の上、お申込みください。

※ 慣らし保育期間中も利用者負担額（保育料）は、通常通りお支払いいただきます。

■ 一般世帯の利用者負担額（保育料）

		基準	標準	短時間
第１階層		生活保護	無償	
第２階層		非課税		
第３階層		48,600 円未満	12,300 円	12,000 円
第４階層	a	48,600 円～57,699 円	20,100 円	19,700 円
	b	57,700 円～77,100 円		
第５階層		77,101 円～96,999 円	20,100 円	19,700 円
第６階層		97,000 円～168,999 円	28,600 円	28,100 円
第７階層		169,000 円～300,999 円	37,000 円	36,300 円
第８階層		301,000 円以上	57,600 円	56,600 円

■ 減免対象世帯（ひとり親世帯、在宅障がい児又は在宅障がい者のいる世帯）の利用者負担額

	基準	標準	短時間
第3階層	48,600 円未満	5,500 円	5,000 円
第4階層	48,600 円～77,100 円	5,500 円	5,000 円

※ 第3～4階層以外は、一般世帯の利用者負担額と同じです。

■ 第2子、第3子以降の利用者負担額について

第2子、第3子の利用者負担額は、下記のとおりとなります。

（一般世帯）

	基準	第2子	第3子以降
第3～4階層（a）	57,700 円未満	申請により免除	無償
第4階層（b）以降	57,700 円以上		又は申請により免除

（減免対象世帯）※ひとり親世帯、在宅障がい児又は在宅障がい者のいる世帯

	基準	第2子	第3子以降
第3～4階層	77,101 円未満	申請により免除	無償
第5階層以降	77,101 円以上		又は申請により免除

● 利用者負担額（保育料）の算定について

4～8月までの利用者負担額は前年度の住民税課税額、9月から翌年3月までは当年度の住民税課税額をもとに算定します。そのため、9月で保育料が変わる場合があります。

- ・ 父母それぞれに住民税の課税がある場合は、2人分の課税額を合算して算定します。
※同居の祖父母が課税されている場合であっても、父母で生計を維持していると判断される場合（保護者の収入が100万円以上）は、算定の対象としません。
- ・ ひとり親家庭の場合で、母または父の収入が100万円未満である場合は、主たる生計維持者として同居の世帯員の課税額を算定の対象とします。
※離婚しても児童と同居している場合や、別居しても戸籍上離婚していない場合（離婚調停中等特別な事情を除く）は、父母の住民税課税額を合算し、保育料を算定します。



《幼児教育・保育の無償化について》

幼児教育・保育の無償化は、3歳児クラスから5歳児クラス（満3歳になった後の4月1日から小学校就学前までの3年間）と、0歳児クラスから2歳児クラス（3歳になって最初の3月31日までの年度）までの住民税非課税世帯が対象となります。

また、無償化の対象となるサービスは、保育の必要性の有無によっても異なります。

無償化の対象となるためには、サービスを利用する前にすべての人が認定を受ける必要があります。

1. 無償化の範囲

子どもの年齢		3～5歳児クラス ※3歳で迎える4月1日～ 小学校就学前		0～2歳児クラス ※出生から3歳になって最初の3月31日 まで		
保育の必要性		あり	なし	あり		なし
住民税課税状況				非課税 世帯	課税 世帯	
サ ー ビ ス の 種 別	保育園 認定こども園（保育認定）	無償	利用 不可	無償	無償化 <u>対象外</u>	利用 不可
	認定こども園（教育認定） 幼稚園（新制度）	無償				
	認定こども園（教育認定）及び幼 稚園の預かり保育	11,300円/月 まで無償	無償化 <u>対象外</u>			
	幼稚園（新制度未移行）	25,700円/月まで無償				
	認可外保育施設	合計 37,000円/月 まで無償	無償化 <u>対象外</u>	合計 42,000円/月 まで無償	無償化 <u>対象外</u>	

○3～5歳児クラスまでの障がい児の児童発達支援サービスも、無償化されます。保育園や幼稚園などに在籍し、児童発達支援サービスも同時利用している場合は、両方とも無償となります。児童発達支援サービスの無償化等についての詳細は、健康福祉課障がい福祉係（電話：81-1829）へお問合せください。

○3歳の誕生日を迎えた翌月から、教育認定（現1号）で認定こども園または、幼稚園に入園する「満3歳児クラス」については、上記3～5歳児クラスと同様ですが、預かり保育の無償化の対象となるには、保育の必要性に加え、住民税非課税世帯である必要があります。（この場合の上限額は、16,300円/月）

2. 給付認定（保育の必要性の認定）について

①教育・保育給付認定（現1～3号認定）について

保護者が「3. 保育の必要性の事由」に該当する場合に、町の認定を受けるものです。3つの区分に認定され利用できる施設やサービスが異なります。

■ 現1～3号認定（教育・保育給付認定）

認定区分	対象	保育の必要性	対象サービス
現1号	満3歳以上	なし	・幼稚園（新制度）、認定こども園（教育利用）
現2号	満3歳以上	あり	・保育園、認定こども園（保育利用）など
現3号	0～2歳		

②施設等利用給付認定（新1～3号認定）について

新制度幼稚園の利用者や認定こども園の現1号（教育利用）認定者のうち、預かり保育の利用を希望する人や、新制度未移行幼稚園などを利用している人が、無償化給付を受けるためには、新1～3号認定（施設等利用給付認定）が必要です。

■ 新1～3号認定（施設等利用給付認定）

認定区分	対象	保育の必要性	対象サービス
新1号	満3歳以上	なし	・幼稚園（新制度未移行）
新2号	3歳以上	あり	・幼稚園・認定こども園（教育利用）の利用者で、預かり保育の無償化給付を受ける場合 ・認可外保育施設など
新3号	0～2歳		

※新3号認定を受けるためには、保育の必要性に加えて、住民税非課税世帯であることが認定条件となります。



3. 保育の必要性について

保育所等の利用は、保護者が下表の事由・状況に該当していることにより、家庭内でその児童を保育できない（＝保育を必要とする事由がある）と認められる場合に限り可能となります。

また、保育所等の利用が決定した場合、利用できる期間はそれぞれの事由に応じて下表の認定期間内となります。なお、保育時間は、原則的には1日8時間となっていますが、保育の必要量に応じて「保育標準時間（最大11時間まで）」と「保育短時間（最大8時間まで）」に区分されます。

※保護者とは・・・父母及び65歳未満の同居の祖父母

【保育を必要とする事由】

事由	状況	認定期間	保育の必要量
就労	月64時間以上の労働を常態としていること	小学校就学前までの期間内で、就労証明書により左記の状況の継続が確認できる期間	保育標準時間 または、保育短時間
出産	妊娠中、または出産前後であること	出産予定日の6週間前から出産日の8週間後が属する日の月末までの期間	保育標準時間
疾病・障がい	疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神もしくは身体に障がいを有していること	疾病・障害により、家庭内保育ができない期間（診断書等で確認できる期間）	保育標準時間
親族の介護	同居の親族（長時間入院等をしている親族を含む）を常時介護または看護していること	介護・看護の必要がなくなるまで（診断書等で確認できる期間）	保育標準時間 または保育短時間
災害復旧	震災、風災害、火災その他災害の復旧にあたっていること	災害復旧に従事する期間	保育標準時間 または保育短時間
求職	求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っていること	求職活動開始後90日目を経過する日が属する月末まで（※同一年度内の再申請等、延長申請はできません）	保育短時間
就学	学校教育法に規定された学校・専修学校・各種学校や職業訓練校に在学していること	卒業（修了）予定日を迎える日の月末まで	保育標準時間 または保育短時間
育児休業	育児休業をする際に、既に就労のため保育所等を利用中の児童がいて、当該児童の発達上、継続利用が必要であること	育児休業を取得する子の育児休業が終了する日の月末まで ※「育児休業」とは、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」等の法律に基づく休業のことを言います。	保育短時間
その他	虐待の恐れ等により、家庭内での保育が困難であること	小学校就学前までの期間内で、家庭での保育が困難な状況が継続している期間	保育標準時間

4. 各種施設への支払いと認定で受けられる無償化について

保育園及び認定こども園の保育認定（現２・３号）

※これらのサービスを受けるには、保育の必要性の認定（現２・３号認定）が必要となります。

①保育料の無償化

３～５歳児クラスの保育料は無償化対象となり、町または施設への支払いはありません。なお、延長保育料、教材費、行事費、給食費などは無償化の対象となりません。

子どもの年齢	保 育 料
３～５歳児クラス	無 償
０～２歳児クラス（住民税非課税世帯）	
０～２歳児クラス（住民税課税世帯）	無償化対象外

②給食費の支払い

０～２歳児クラスは、給食費が保育料に含まれています。３～５歳児クラスは、保育料が無償化されるため、保育園及び認定こども園に、給食費を直接支払います。

給食費の内訳	３～５歳児クラス	０～２歳児クラス
主食費（ごはん・パン・めんなど）	給食費として保護者負担 （額は施設から提示）	保育料として保護者負担 （保育料に含まれる）
副食費（おかず・おやつ・ミルクなど）		

○年収３６０万円未満世帯及び第３子以降は、副食費の支払いが免除されます。

認定こども園及び新制度幼稚園の教育認定（現１号）

①保育料の無償化

満３～５歳児クラスの保育料は無償化対象となり、施設への支払いはありません。なお、預かり保育（無償化対象を除く）、給食費、教材費、行事費、通園費などは無償化の対象となりません。

※満３歳児クラスとは・・・３歳の誕生日以降の月に３歳児クラスより前に教育認定（現１号）で入園することを言います。プレ保育とは異なります。

②預かり保育料の無償化

預かり保育料について 11,300 円/月（満３歳児クラスの新３号認定の場合、16,300 円/月）まで無償（償還払い）になります。無償化対象額は、450 円×利用日数と実際に支払った預かり保育料を比較して少ない方です。ただし、預かり保育料以外に係る費用（おやつ代等）については、補助対象外です。

預かり保育の無償化の対象になるには、現１号認定に加えて、施設等利用給付認定（新２・３号認定）を受ける必要があります。

③給食費の支払い

認定こども園などに直接お支払いいただきます。ただし、年収３６０万円未満世帯及び第３子以降は、副食費の支払いが免除されます。

新制度未移行幼稚園

※町内に、子ども・子育て新制度に未移行の幼稚園はありません。

①保育料の無償化

無償化により、満3～5歳児クラスの入園料・保育料が25,700円/月まで無償になります。預かり保育料（無償化対象を除く）、給食費、教材費、行事費、バス送迎費などは無償化の対象とはなりません。

※原則として現物給付（町が施設に支払うことで保護者が負担しなくて済む）となりますが、幼稚園所在地の運用方法などにより施設によっては償還払い（いったん保護者が費用を支払い、後から払い戻しを受ける）の場合があります。

新制度未移行の幼稚園を利用している人が無償化を受けるためには、施設等利用給付認定（新1～3号認定）のうち、いずれかの認定を受ける必要があります。

②預かり保育料の無償化

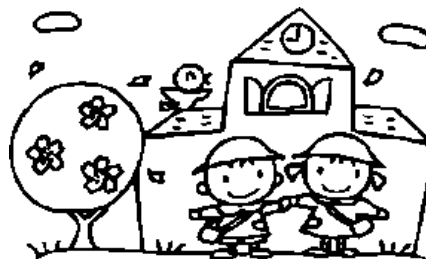
町から「保育の必要性」（新2・3号認定）を受けた場合、預かり保育料について11,300円/月（満3歳児クラスの新3号認定の場合、16,300円/月）まで無償（償還払い）になります。（無償化される額は、施設に実際に支払った保育料と450円×利用日数を比較し、少ない方の額です）

※無償化給付の受け方は、償還払い（いったん保護者が費用を支払い、後から払い戻しを受ける）となります。

対象者	認定区分
新2・3号認定の対象にならない人 （預かり保育を希望しない人）	新1号認定
3～5歳児クラスで保育の必要性がある人 （預かり保育の無償化を希望する人）	新2号認定
満3歳児クラス（3歳の誕生日から最初の3月31日まで）で保育の必要性がある人のうち、住民税非課税世帯である人 （預かり保育の無償化を希望する人）	新3号認定

③給食費の支払い

園にお支払いいただきます。ただし、年収360万円未満世帯及び第3子以降は、副食費が無償になります。（施設によっては、償還払いの手続きをとる場合があります。）



《令和9年度入所の申込について》

希望する認定区分によって、入園までの流れ・提出書類が異なります。

認定こども園の教育（Ⅰ号）認定の場合

※満3歳児（入所希望月までに3歳の誕生日を迎えている）から5歳児



	時期	内容	確認
施設見学	随時	園へ見学の予約をし、教育内容や園の雰囲気、料金等を確認してください。複数の園を見学し、比較することをお勧めします。	☐
↓			
書類配布	8月中旬頃	入所を希望する施設から直接申込書を受け取ってください。	☐
↓			
入所申込書提出	9月1日～	入所を希望する施設に書類を提出します。 ※施設によって、書類の受付期間や時間が異なる場合があります。詳細は施設にお問い合わせください。	☐
↓			
入所の内定	随時	施設から入所の内定を受けます。 町による選考や内定通知はありません。	☐
↓			
入所準備	入所までに	各施設にて1日入園や入園説明会が実施されますので、それを元に入園準備を進めてください。詳細は各施設にお問い合わせください。	☐
↓			
入園	4月初旬～随時	入園後「支給認定証」と「副食費免除のお知らせ（4～8月分）」をご自宅に送付します。	

※支給認定証の交付は、提出から30日以内に交付することになっていますが、事務処理の関係でこの時期に交付いたします。また、9月～翌年3月分までの副食費負担額は9月にお知らせします。

～ 教育（Ⅰ号）認定の提出書類 ～

- ① 入所申込書兼施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書
- ② 令和8年度住民税決定証明書（住民税額・所得控除額の記載があるもの）
※令和8年1月1日時点で壬生町に住所がなかった方のみ提出してください。市区町村によって証明書の名称が異なる場合があります。
- ③ その他施設独自で提出を必要とする書類
※入園を希望する施設に直接お問い合わせください。

保育所、認定こども園、地域型保育の保育（２・３号）認定の場合



	時期	内容	確認
施設見学	随時	園へ連絡をし、保育内容、料金等を確認してください。複数の園を見学し、比較することをお勧めします。	☐
↓			
書類配布	８月中旬頃	施設やこども未来課、または子育て支援センターで案内や申込書を受け取ってください。	☐
↓			
支給認定申請書・入所申込書提出	９月１日～ ９月３０日	左記期間内の書類提出先：第一希望施設 現在妊娠中または育児休業中の保護者で、令和７年度中の復職が決まっている方も、申込できます。 ※先着順ではありません 左記期間外の書類提出先：こども未来課 左記期間内に申込をした方の選考終了後、入所可能な枠へのご案内となります。 ※新年度４月入所の受け付けは、１２月末までです。	☐
↓			
面接	１０月下旬	お子さんと一緒に指定された施設にお越しください。 妊娠中や出産後間もない方は、電話でお伺いします。	☐
↓			
利用調整（選考）	１１月～１月	保育の必要性の高い順から入所先を決定します。第一希望施設へ入園が難しい場合、役場から電話でご連絡します。	☐
↓			
入所内定・支給認定証の交付	１月～２月	入所内定通知と支給認定証を交付します。選考状況により前後する場合がございます。※支給認定証は、提出から３０日以内に交付することになっていますが、事務処理の関係でこの時期に交付いたします。	☐
↓			
１日入園等	２月～３月	入所が内定した施設で、１日入園や説明会がおこなわれます。詳細は、施設にお問い合わせください。	☐
↓			
入園	４月初旬～随時	（２号認定の方）「副食費免除のお知らせ」をお渡しします。 （３号認定の方）入園月は、生活に慣れるまで、通常よりも短い時間での保育（慣らし保育）を実施します。同時期に保育料の記載された「利用者負担決定通知書」をお渡しします。	☐

※副食費負担額と利用者負担額の算定方法や時期についての詳細は４ページをご確認ください。

～ 保育（２・３号）認定の提出書類 ～

1. 入所申込書兼施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書

2. 保育を必要とする状況を証明する書類

※保護者及び同居の祖父母（入園予定日時点で65歳未満の場合）の分



保育を必要とする事由	必要な書類
就労	☐ 就労証明書 ・雇用主がある方（会社員・公務員・パート・派遣社員等） 就労先に作成依頼をしてください。産休・育休を取得されている方は、復職日の記載が必要です。なお、就労先の経営者が親族の場合、代表者または保護者以外の担当者に記載を依頼してください。 ・自営業・農業の方 ご自身で記載してください。屋号がない場合は、確定申告に使用している名称を記載してください。確定申告やウェブサイトで営業の実態が確認できない場合、開業届や業務委託契約書等の提出を依頼することがあります。
妊娠・出産	☐ 申立書 ☐ 母子手帳の表紙と母子手帳内の分娩予定日が記載されたページの写し
疾病・障がい	☐ 申立書 ☐ 医師の診断書または障害者手帳・療育手帳等の写し
介護・看護	☐ 申立書 ☐ 医師の診断書または障害者手帳・療育手帳等の写し
求職活動	☐ 申立書 ☐ ハローワークカードの写し等、求職活動中であることを証明する書類
就学	☐ 申立書 ☐ 在学期間がわかる書類（在学証明書や入学通知書等）の写し ☐ 1週間のカリキュラム等、受講時間や状況がわかる書類の写し

3. 家庭状況調査票

4. 令和8年度住民税決定証明書※自治体により証明書の名称が異なる場合があります。

→令和8年1月1日時点で壬生町に住所がなかった方は、住民税額・所得額・控除額の記載がある証明書を提出してください。また別居の保護者も、保育料算定の対象となるため、別居の保護者分の住民税決定証明書を提出してください。ただし、離婚調停中の場合は、その証明書を提出することで、相手方の住民税決定証明書の提出を省略することができます。

～ 保育（２・３号）認定の提出先 ～

① 第一希望が公立保育所または認定こども園 → 施設へ提出

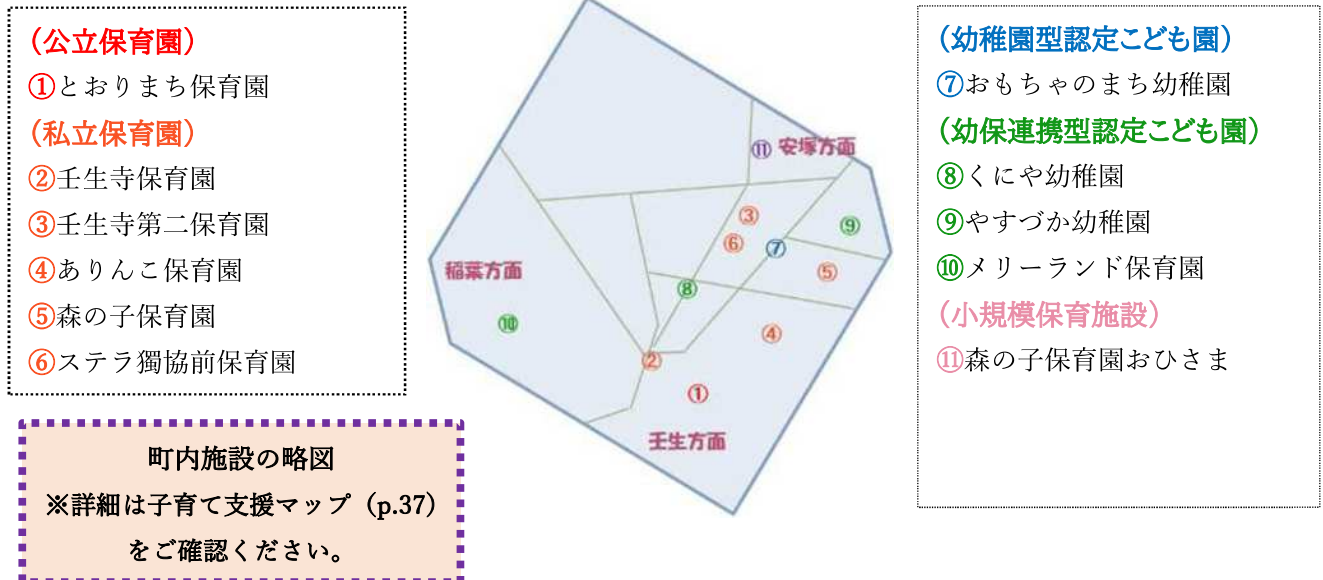
② 第一希望が私立保育所 → 施設または町へ提出

③ 第一希望が町外施設 → 町へ提出※申請時期が町内施設と異なります

※町外在住で町内の園が第一希望の場合は、お住いの自治体に申請書の提出をしてください。

《壬生町の教育・保育施設一覧》

壬生町には、下記の教育・保育施設（保育園、認定こども園、幼稚園、小規模保育施設）があります。



<各施設が実施する特別な保育内容について>

●施設に入所していないお子さんも対象の事業 ※実施施設に直接お申し込みください。

・一時預かり保育（一般型）事業

保護者の冠婚葬祭や通院、育児疲れ等に伴い、一時的に保育が必要になった就学前児童を保育園等でお預かりする事業です。料金や時間は施設により異なりますので、各園にお問い合わせください。

実施施設：壬生寺保育園、ありんこ保育園、森の子保育園、壬生寺第二保育園、認定こども園メリーランド保育園

・病児保育事業

当面の病状の急変が認められないが、病気の回復期に至らず、集団保育が困難な小学3年生までのお子さんを、就労等の都合により家庭で保育できない場合にお預かりする事業です。

実施施設：ステラ獨協前保育園（電話：0282-85-1010）

利 用 料：2,000 円/日（住民税非課税世帯は 500 円）

●施設に入所しているお子さんが対象の事業

・延長保育事業、一時預かり保育（幼稚園型Ⅰ）事業

就労や急な用事等のため、通常保育時間内では送迎が困難な場合に、時間を延長して保育する事業です。利用料金や延長時間は施設によって異なります。

・体調不良児保育事業

保育中に微熱を出すなど、体調不良となった場合に、保護者のお迎えまで看護師が対応します。

実施施設：森の子保育園、認定こども園メリーランド保育園

< 公立保育園 >

施設名		とおりまち保育園	
施設区分		公立保育所	
住所		通町16-9	
電話		82-0330	
定員		90名	
9年度 募集 人数	5歳児	—	
	4歳児	6	
	3歳児	3	
	2歳児	2	
	1歳児	2	
	0歳児	9	
通常保育	短時間認定	8:30～16:30	
	標準時間認定	7:00～18:00	
土曜保育	短時間認定	8:30～16:30	
	標準時間認定	7:00～18:00	
延長保育	短時間認定	●7:00～7:30 100円 ●7:30～8:30 100円 ●16:30～18:00 200円	※上限額 1,000円/月
	標準時間認定	18:00～19:00 1回250円 ※上限額 2,500円/月	月額登録 2,500円
一時 預かり 保育	平日	実施なし	
	土日 祝日	実施なし	
制服		なし	
給食費		・2号…4,500円(ご飯は持参) ・3号…0円	
休日保育		なし	



＜ 私立保育園 ＞

施設名		壬生寺保育園	ありんこ保育園	森の子保育園	森の子保育園 おひさま	ステラ獨協前 保育園	壬生寺第二 保育園
施設区分		私立保育所	私立保育所	私立保育所	小規模 保育施設	私立保育所	私立保育所
住所		大師町53-15	壬生丁75-14	安塚39-1	おもちゃのまち 2-12-11	北小林1075-12	北小林468番地
電話		82-0811	82-3137	85-0301		85-1010	21-7858
定員		130名(予定)	100名	143名	9名	140名	90名
9年度募 集人数	5歳児	-	-	-		-	-
	4歳児	2	2	-		3	-
	3歳児	2	3	-		4	2
	2歳児	5	-	-		4	3
	1歳児	5	5	2	1	-	4
	0歳児	15	15	18	5	20	15
通常 保育	短時間 認定	8:30～16:30					
	標準時間 認定	7:00～18:00					
土曜 保育	短時間 認定	8:30～16:30					
	標準時間 認定	7:30～17:00	7:30～17:30	8:00～17:30 (森の子保育園で実施)		7:00～18:00 (行事の場合休園あり)	7:30～17:00
延長 保育	短時間 認定	●7:00～8:30 ●16:30～19:00 300円/15分 3歳児未満 4,000円/月 3歳児以上 3,000円/月	●7:00～8:30 ●16:30～18:00 100円/15分	●7:00～8:30 200円/30分 ●16:30～18:00 200円/30分 ●7:30～8:30 3,000円/月 ●16:30～17:30 3,000円/月		●7:00～8:30 ●16:30～18:00 200円/1回	●7:00～8:30 ●16:30～19:00 300円/15分 3歳児未満 4,000円/月 3歳児以上 3,000円/月
	標準時間 認定	●18:00～19:00 300円/15分 3歳児未満 4,000円/月 3歳児以上 3,000円/月	●18:00～19:00 300円/15分 3,000円/月	●18:00～19:00 200円/30分 3,000円/月 ●19:00～20:00 400円/30分 ●18:00～20:00 8,000円/月		●18:00～19:00 350円/1回 3,000円/月 ●19:00～20:00 550円/1回 5,000円/月	●18:00～19:00 300円/15分 3歳児未満 4,000円/月 3歳児以上 3,000円/月
	おやつ 代	込み	込み	込み		込み	込み
一時 預かり 保育	平日	3歳児未満 3,000円/日 3歳児以上 2,500円/日 全年齢 1,500円/4時間	3歳児未満 3,000円/日 3歳児以上 2,000円/日	●8:30～16:30 3歳児未満 3,000円/日 3歳児以上 2,500円/日 ●7:00～8:30、16:30～18:00 200円/30分		なし	3歳児未満 3,000円/日 3歳児以上 2,500円/日 全年齢 1,500円/4時間
	土日 祝日	実施なし	実施なし	実施なし		実施なし	実施なし
制服		体操着あり 園服貸与制	なし	体操着のみ (2歳児以上)	なし	スモックのみ (2歳児以上)	体操着あり 園服貸与制
給食費		・2号…8,500円 ・3号…0円	・2号…7,500円 ・3号…0円	・2号…7,500円 ・3号…0円	・3号…0円	・2号…7,500円 ・3号…0円	・2号…8,500円 ・3号…0円
休日保育		なし	なし	あり	あり(森の子保育園で実施)	なし	なし

＜ 認定こども園 ＞

施設名		おもちゃのまち幼稚園	くにや幼稚園	やすづか幼稚園	メリーランド 保育園	
施設区分		認定こども園(幼稚園型)	認定こども園(幼保連携型)	認定こども園(幼保連携型)	認定こども園(幼保連携型)	
住所		安塚753-2	国谷840-1	安塚1641-1	下稲葉343-1	
電話		86-5551	82-1200	86-1009	82-5921	
定員	教育	60名	75名	39名	15名	
	保育	80名	70名	96名	160名	
9年度 募集人数	5歳児	若干名	—	若干名	—	
	4歳児	若干名	若干名(教育認定)	15	—	
	3歳児	28	24(教育認定)	20	若干名(教育認定)	
	満3歳児	12(教育認定)	10(教育認定)	5(教育認定)	若干名(教育認定)	
	2歳児	10	6	8	—	
	1歳児		6	2	5	
	0歳児	6 (11ヶ月/離乳後から)	6 (10ヶ月以上で離乳 できているお子さま)	12 (6ヶ月を過ぎてから)	20 (3ヶ月を迎えた翌月から)	
1号	通常保育		10:00～14:00	8:30～14:45	8:30～14:00	9:00～14:00
2・3 号	通常保育		<保育短時間認定> 8:30～16:30			
		<保育標準時間認定> 7:15～18:15	<保育標準時間認定> 7:00～18:00			
1号 認定	預かり保育※		●7:15～8:30 17:30～18:15 100円/15分 ●8:30～9:00 16:00～17:30 100円/30分 ●14:00～16:00 100円/60分 (満3歳児は別設定)	●7:00～8:30 200円/1回 ●15:00～16:30 320円/1回 (おやつ代含む) ●16:30～19:00 100円/30分	●7:00～8:30 100円/15分 ●14:15～15:00 50円/15分 ●15:00～16:30 300円 (おやつ代含む) ●16:30～18:00 100円/30分	●14:00～18:00 450円/1回
2・3 号 認定	延長 保育	短時間 認定	●7:15～8:30 17:30～18:15 100円/15分 ●16:30～17:30 100円/30分 (3号は別設定)	●7:00～8:30 300円/15分 ●16:30～19:00 300円/15分	●7:00～8:30 100円/15分 ●16:30～18:00 100円/15分 ●18:00～18:30 300円/15分	●7:00～8:30 ●16:30～18:00 300円/30分
		標準時間 認定	実施なし	18:00～19:00 300円/15分	18:00～18:30 300円/15分	●18:00～19:00 300円/15分 3,000円/月(おやつ代 含)
	土曜 保育	短時間 認定	実施なし	8:30～16:30	8:30～16:30	8:30～16:30
		標準時間 認定				8:00～17:30
未就園児 親子教室		こぼとクラブ	キディールーム	なかよしクラブ なかよしルーム	なし	
制服		あり (0～2歳なし)	・満3歳以上 あり ・2歳児 体操着・遊び着 ・0・1歳児 なし	・年少以上 あり ・満3歳、2歳児 スモック ・0・1歳児 なし	あり	
給食費		・1号…7,200円(8月除く) ・2号…7,900円 ・3号…0円	・1号…8,160円 ・2号…12,600円 ・3号…0円	・1号…7,700円 (8月徴収無し) ・2号…9,000円 ・3号…0円	・1号…7,000円 ・2号…7,500円 ・3号…0円	

※預かり保育とは・・・

幼稚園または認定こども園等に1号認定として通園している場合に、通常の教育時間(約4時間)の前後、または長期休業日等に必要に応じて保育を受けることができる制度です。料金は園により異なります。



壬生町立とおりまち保育園

所在地 壬生町通町16-9
TEL 0282-82-0330
保育時間 7:00~19:00
定員 90名

◎デイリープログラム

時間	0.1.2歳児	3.4.5歳児
7:00	順次登園・自由遊び	
8:45	各保育室へ移動・自由遊び	
9:30	朝の活動【歌・挨拶等】 おやつ	朝の活動【歌・挨拶等】
10:00	保育活動 【クラス活動・異年齢児活動】	保育活動 【クラス活動・異年齢児活動】
11:15	昼食	
11:30		
12:30	お昼寝準備【絵本読み聞かせ】	
13:00	お昼寝	
15:00	起床	
15:30	おやつ	
16:00	帰りの活動【歌・挨拶等】 順次降園	
18:00	延長保育	
19:00		

★保育目標

- ・笑顔で元気に遊べる子
- ・豊かに表現できる子
- ・いろいろなひととの関わりを大切にする子

とおりまち保育園が大切にしていること

- ・子育ては保護者が元気であればこそ成り立つもの、保護者がリフレッシュでき、元気になる環境作り
- ・子どもの思いが満たされ、毎日の登園が楽しみになる保育
- ・子どもの思いを丁寧に拾い、寄り添う保育
- ・保護者と思いが共有できる関係作り



◎年間行事〈★は保護者（大人）参加〉

月	行 事
4	☆進級式 ★入園式
5	☆交通安全教室 ☆健康診断 ☆バス園外保育（3.4.5歳児）
6	★保育参観（3.4.5歳児）★祖父母参観
7	☆七夕会 ☆縁日ごっこ
8	☆水遊び
9	★ミニ運動会（0.1.2歳児）
10	★運動会（3.4.5歳児）★ミニ遠足（0.1.2歳児）☆ハロウィン会
11	☆バス園外保育（3.4.5歳児）
12	★発表会 ☆クリスマス会 ☆お餅つき
1	☆防災訓練 ★親子クッキング（5歳児）
2	☆節分会 ★保育参観（0.1.2歳児）☆入園説明会
3	☆ひな祭り会 ★親子遠足（3.4.5歳児）☆お別れ会 ★卒園式 ☆修了式

◎その他の行事

- ☆毎月/誕生会・避難訓練 体重測定
- ☆毎週/絵本貸し出し
- ☆ALT（外国語指導）体験
- ☆食育活動（野菜の苗植え・収穫・毎月のクッキング 栄養士講話）
- ☆中学生や高校生との交流事業
- ☆地域交流事業（獨協医科大学 学生によるからだのおはなし
 - ・スーパーマーケットツアー
 - ・栃木シティFCサッカー教室 など）





壬生寺保育園

○住所 〒321-0228 栃木県下都賀郡壬生町大師町 53—15

TEL : 0282-82-0811 FAX : 0282-82-8575

E-mail mibuji@vega.ocn.ne.jp

壬生寺第二保育園

○住所 〒321-0207 栃木県下都賀郡壬生町大字北小林 468

TEL : 0282-21-7858 FAX : 0282-21-7859

E-mail mibuji2@gaea.ocn.ne.jp



～子どもの「可能性」を『可能』にする保育を実践～

○保育園の名称 社会福祉法人慈覚大師会 壬生寺保育園 壬生寺第二保育園

HP <http://www.mibuji-yoiko.com/>

○保育時間 平 日 午前 7 : 00～午後 7 : 00 (延長保育を含む)

土曜日 午前 7 : 30～午後 5 : 00



本園の保育方針と目標

《3つの柱》子どもが自立をするために必要な3つの力を育てる

① 体の力を育てる

かけっこ、ブリッジ歩き、逆立ち歩き、側転、跳び箱など卒園までに全園児ができるようになること。

② 学ぶ力を育てる

読み、書き、計算の基礎学力をつけることで、自分で学べる力が育つこと。

③ 心の力を育てる

体の力、学ぶ力を生かしてどんなことに会っても自ら乗り越えていこうとする心の力を育てること。



年 間 行 事

月	内 容	月	内 容
4	入園式 保護者会総会 ◇エアロビクス(年5回) ◎誕生会 ◎身体測定 ◎避難訓練 ◎おべんとうの日(6～9月以外) ◎座禅会 ※ ◎は毎月行っています	10	運動会 さつまいもほり ハロウィンパーティー チューリップ球根植えつけ 春咲き花植え付け
5	花まつり いちごつみ 夏野菜植え付け 夏咲き花植え付け	11	遠足 大根ほり
6	虫歯予防デー 時の記念日 梅ジュース作り 秋咲き花植え付け	12	もちつき大会 おさとりの日 人形劇鑑賞会 クリスマス会 和太鼓フェスティバル
7	七夕まつり プール開き 納涼地藏まつり 夏野菜収穫 秋咲き花植え付け	1	お正月 お正月のあそび カルタとり大会
8	プールあそび 夏野菜収穫 お盆	2	節分会 ねはん会 音楽鑑賞会 新入園児面接
9	お月見 お彼岸 入園説明会及び保育園見学会	3	ひなまつり 生活発表会 おわかれ会 卒園式

☆☆その他、定期的に保育園で行っていること☆☆

- ・発達相談(臨床心理士 秋場美智子先生)
- ・内科検診、歯科検診、尿検査(年2回) ・足紋とり(年4回)



保 育 内 容

保育室内は、床板は国産ヒノキの縁甲板、柱はスギ材、腰壁はスギ板で作られています。人にやさしい環境の中で子育てをしています。

江戸時代に創建された壬生寺御本堂を会場に座禅会や瞑想を取り入れ、心の安定と脳波の安定した発達を育みます。日本の歴史と伝統を肌で感じることができます。



リズムと体操

——— 体力と自主性を養う ———

保育士の弾くピアノのリズムに合わせて体を動かすことにより、音感、集中力、調整力、瞬発力を養います。ヨコミネ式体操を毎日楽しみながら行っています。

絵画制作

——— 創造性の芽をのばす ———

4つ切りの大きな紙にマジック、水彩、クレヨン、クレパスなどで、毎日絵をかいています。



和 太 鼓

日本古来の伝統ある楽器、和太鼓を通して、子どもたちの心の安定、集中力を育てます。円仁太鼓として、地域のおまつりにも貢献しています。毎年、壬生町中央公民館の大ホールで和太鼓フェスティバルを開催しています。

知 育

脳と指先の発達を十分促してから学習に意欲的に取り組みます。また、英語指導もあり、外人の先生と楽しみながら英語で遊びます。秋にはハロウィンパーティーも行っています。外国からのお客様が来園したとき、英会話を楽しめます。



絵本の読み聞かせ

——— ゆたかな情操を育てます ———

毎日必ず絵本、紙芝居、童話、昔話などを読んで聞かせています。園文庫の貸し出しを週1回行っています。卒園までに1500冊以上の本を自分から読むことを目標としています。

食 育

毎年、子ども達が野菜の苗を植え、育て、収穫しています。どろんこ遊びの延長です。収穫した野菜は給食や家庭の食卓でおいしくいただいています。



ヨコミネ式保育を導入しています

これまでの保育をさらに深める目的でヨコミネ式保育を導入しています。ヨコミネ式保育を学び、『ダメな子なんて一人もない！子どもはみんな天才だ！』の理念のもとに、体の力、学力、心の力、音楽の力をつけるために、職員一丸となって、明確な目標をもち、子どもたちと学び合い、そして運動能力も高めあっています。

保 育 園 案 内



ありんこ保育園

保育園の名称 社会福祉法人 博愛会 ありんこ保育園

所 在 地 〒321-0216 壬生町大字壬生丁75-14

連 絡 先 TEL:0282-82-3137

保育 時間

月曜日から金曜日 午前8時30分～午後6時00分まで

土曜日 午前8時30分～午後5時00分まで

短時間 午前8時30分～午後4時30分まで

保育時間の延長について

保護者の都合により時間延長ができます。

平 日 午前7時00分～午後7時00分まで

土曜日 午前7時30分～午後5時30分まで



保育方針

- ・こどもたちが、生き生きと仲間とともに育つ保育園に！
- ・働く父母が安心して預けられる保育園に！
- ・職員にとって働きがいのある保育園に！
- ・こども 24時間の生活を保育者と父母が分担し、力をあわせてこどもが育てられるように！
- ・こどもの発達と成長を保障する保育・教育の環境条件向上をめざし、地域住民と関係者が力をあわせて活動する子育てセンターに！

保育目標 自分で考え 自分で遊べ こどもたち

保育内容

- ・自然豊かな起伏のある園庭で思い切り体を動かし仲間と楽しく遊ぶ子に
- ・生活リズムを整え、早起き、早寝、和の食事、朝の排便で健康なこどもに
- ・あかちゃんから裸足で骨、関節、筋肉の発達を促進させ、土踏まずを形成してよく動ける体をつくります
- ・歌やリズム遊びをとおしてしなやかな身体と豊かな心を持った子に
- ・動物の世話をしながら、生き物の命の大切さを身をもって体験する、日々協力して行うことで達成感を共有する
- ・畑や田んぼで野菜やお米づくりを体験、自然の恵みの食材に関心を持ち食べることが大好きなる子に



毎日の子育てのポイント(人間の特徴を大切に)人間としての力を育てる					
1	<u>直立できる力・姿勢の良さ</u> 体全体をよく動かし、力強い運動、遊びをする (歩く、はう、木登り、相撲などをして、抗重力筋を育てる)	育 ち の 弱 い 心 配 な 子 ど も の 例	○背中ぐにやり、体グラグラ ○朝礼でバタン、床にゴロゴロ ○脚・足・腰の育ちが弱い	粗 大 運 動	体 性 神 經
2	<u>直立状二足歩行の力強さ</u> はいはい運動や、坂道を登ったり、階段を下りたりする (力強く、正しくあおり動作で動き、平衡機能も育てる)		○内股歩き、外股歩き ○つまづいてよく転ぶ、X脚、O脚 ○転んでも手が出ない		
3	<u>力強く器用な手・指</u> 年齢、発達に見合ったよい玩具、道具をよく使う (遊び、手伝いなどで、しっかり手・指をよく使って育てる)		○雑巾やタオルを固く絞れない ○お箸・鉛筆などをうまく使えない	微 細 運 動	
4	<u>基本的な生活習慣の自律</u> 眠り、目覚め、食事などを、生活リズムに添うようにする (リズムカルで、豊かで、快適な生活ができる自律を育てる)		○目覚めが悪い ○朝からあくび、昼に目がとろん ○夜の寝つきが悪い ○朝食がおいしくない ○便秘・下痢、低体温、夜尿などが激しい		
5	<u>人と人との交流の豊かさ</u> 人と対話したり、仲間同士、楽しく交流する (親しい人と楽しく向かい合い、快の情緒を育てる)		○無気力・無反応・無感動 ○ことばの遅れ、発音がはっきりしない ○友達とうまく遊べない、笑わない	自 律 神 經	ホ ル モ ン
				情 緒	

◎夜の眠りを保障しましょう。大切なホルモンが分泌されています。



行事予定



- 4月 ありんこ農園畑づくり
草もち・桜もちづくり
5月 かしわ餅づくり
いちごつみ
6月 保護者会環境整備活動※
お泊まり保育(3・4歳児)
7月 七夕
キャンプ(5歳児)
流しそうめん
8月 プール参観※
9月 夏まつり※
10月 なし狩り 運動会※



- 11月 親子バス遠足※
保護者会環境整備活動※
12月 おもちつき
クリスマス会・ケーキ作り
1月 どんど焼き
2月 節分
そり遊び(3・4歳児)
スキー合宿(5歳児)
3月 お別れ会(サンドウィッチ会食)
生活発表会・卒園式※(4・5歳児)



など
※保護者参加のもの



社会福祉法人
星風会

ステラ獨協前保育園



所在地 壬生町北小林1075-12

設置者 社会福祉法人 星風会

定員 140名

構造 鉄骨造2階建

面積 敷地面積:4273㎡

建物面積:1974㎡

設備 冷暖房完備・床暖房・EV・110番通報

ランチルーム・防犯カメラ



保育内容



140人の保育ではなく、140分の1の保育に心がけ、多くの可能性を秘めた子どもたちの個々の個性を偏りなく伸ばしていけるよう心がけます。

食べることは生きること… 子ども1人ひとりの”食べる力”を豊かに育てます。



☆ 開 園 時 間

<平日>午前 7時 00分～午後 8時 00分

☆ 延 長 保 育

<土曜>午前 7時 00分～午後 6時 00分

☆ 給 食

<平日>午後 6時 00分～午後 8時 00分

完全給食の実施【月～土】

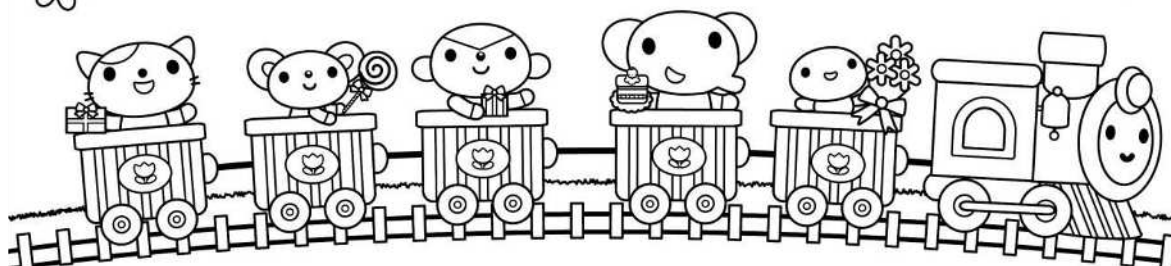
(離乳食対応、アレルギーのお子さまへの除去食、代替食に配慮をいたします)

☆ そ の 他

一時保育(自主事業:要相談)・子育て相談

地域交流・送迎用駐車場完備

病児保育(専用保育室あり、予約受付)



年間行事

月	内 容	月	内 容
4	入園式・進級式 	10	ハロウィン 
5	こいのぼり集会・お泊り保育 	11	定期健康診断・歯科検診 乳児組発表会・七五三集会 
6	定期健康診断・歯科検診 親子遠足(※状況に応じて実施) 	12	幼児組発表会・クリスマス会 もちつき 
7	プール開き・七夕集会 夏まつり 	1	お正月あそび・乳児組保育参観 
8	プール納め 	2	節分集会・幼児組保育参観 お別れ遠足 
9	運動会 	3	ひなまつり集会・お別れ会 卒園式・修了式 

☆毎月:誕生会、避難訓練、身体測定、英語レッスン(正課:全クラス)・課外レッスン入会有り(幼児)

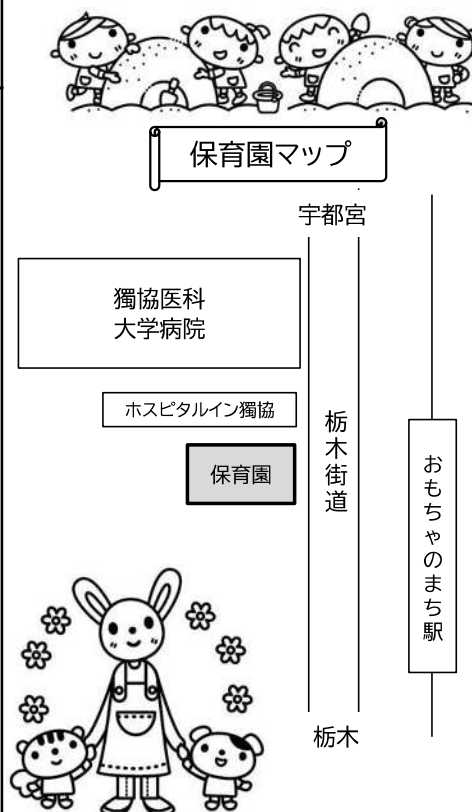
☆年2回:定期健康診断(内科・歯科)、尿検査

☆随時:リズム(幼児組リトミック)、保育参観、園外保育(状況に応じて)、年長組クッキング保育



♪デイリープログラム♪

1日の過ごし方		
乳児組(0～2歳児)		幼児組(3～5歳児)
順次登園	7:00	順次登園
健康視診	8:30	健康視診
自由遊び		自由遊び
朝の会・おやつ	9:00	朝の会
保育活動		保育活動
昼食	11:15	
	11:30	昼食
午睡の準備		午睡の準備
午睡	12:45	
(0・1歳児12:45～15:00)	13:00	午睡
(2歳児13:00～14:45)		(14:45 起床)
おやつ	15:00	おやつ
健康視診		健康視診
帰りの会	16:00	帰りの会
順次降園		順次降園
延長保育	18:00	延長保育
	20:00	



森の子保育園・森の子保育園おひさま

森の子保育園は大きなおうち！！

森の子保育園では、従来の年齢別保育の役割やよいところを取り入れ、

「きょうだい・グループ保育」とし、たてわり保育(2～5歳児)を行います。

大きい子は小さい子とかかわることでやさしさが生まれ、小さい子は大きい子との触れ合いを通して成長する、兄弟のような環境で育て、土いじりに親しみ、そして、旬の物を自分たちの手で育て食べる事を経験して欲しいと考えます。乳幼児期は、人間の一生のどんな時代にもまして、体と心の基礎育ての重要な時代であり人間らしい感情の土壌を育てる時代です。

一人一人違う子ども達が互いの違いを認め合いながら、慕い慕われる関係を築けるような生活が大切です。また、けんかしたり、悩んだりの感情体験を大人たちに受けとめられ、安心して育ちあえる生活が必要と考えます。そしていつでもきらきらと輝いている子ども達であってほしいと思います。日本の伝統文化である茶道、音楽の楽しさを知る打楽器演奏(リズムドラム)、他の国の言語を楽しむ英語教室を取り入れています。礼儀を知ったり、表現力の豊かさを感じ取ったりしてほしいと思います。

子ども達を大切に、子ども達自身が本当に大切にされていると思えること。

「あー今日も楽しかった！」と思えるような保育園を目指しています。

そしてそこは「ぼくの家」「わたしの家」になれるように！

◆◆ 保育園の概要 ◆◆

名 称	森の子保育園
設置主体	社会福祉法人一期一会の会
所 在 地	下都賀郡壬生町大字安塚39番地1
T E L	0282-85-0301
F A X	0282-86-1301
建物の構造	木造一階建て(ログハウス)
定 員	143名
保育時間	平日 7:00～20:00 (18:00～20:00は延長保育) 土曜 8:00～17:30



◆◆関連施設◆◆ ※森の子保育園おひさま(小規模保育園0.1歳児のみ定員9名)
※森の子児童クラブ(小学1～6年生対象。)

おひさま・児童クラブ 〒321-0202下都賀郡壬生町おもちゃのまち2-12-11

◆◆ 保育目標 ◆◆

- ・豊かな感性と想像力・創造力のある子
- ・みんなと仲良く遊べる子、思いやりのある子
- ・丈夫な体と健やかな心

◇◆ 保育の基本方針 ◆◇

- ・誰もが安心して子どもを産み、育て、働きたいという願いに応え、ほっとできる保育園
- ・一人一人の子どもを大切にし、子どもの成長を共に喜び育ちあえる保育園
- ・「食べることは生きること」給食、おやつを手作りします
また、子どもたちと一緒に野菜等を育てます
- ・職員一人一人を大切にし、明るい職場集団を目指します



◇◆ 保育園の一日 ◆◇

時間	にじ(0歳児)・かぜ(1歳児)	はな・やま・そら(2～5歳児)
7:00	順次登園開始・自由遊び	
8:00	各々のお部屋に移動・自由遊び	
9:00	朝の会・読み聞かせ・おうた	
9:30	ラジオ体操 おやつ 年齢、発達に応じての 保育活動	ラジオ体操・マラソン おやつ 異年齢グループや、年齢、 発達に応じての保育活動
11:00	昼食	昼食
11:30		
12:00	お昼寝	お昼寝
12:30		
14:30	起床・着替え	起床・着替え
15:15	おやつ 帰りの会・読み聞かせ・おうた 自由遊び	
18:00	延長保育開始・水分補給 自由遊び(室内)	
19:00	軽食 自由遊び(室内)	
20:00	降園	

- ・英語教室(2～5歳児)、茶道教室(3～5歳児)、リズムドラム(4・5歳児)を取り入れています
- ・保護者を対象とした「一日保育士体験」を実施
- ・年長児を対象とした「もりのほいくえん」を実施
- ・病後児保育(体調不良児型)を実施
- ・一時預かり保育、休日保育、障害児保育を実施

森の子保育園への入園をお考えの方は
必ず見学にお越しください。何度でも様子
をご覧いただき、大切なお子さんにとって
本当に良いものであるか見極めてください

学校法人壬生学園おもちゃのまち幼稚園

おもちゃのまち幼稚園は『幼稚園型認定こども園』です。学校教育法第一条に規定される“学校”として、教育を最優先にした運営を行ってまいります。



おもちゃのまち幼稚園が大切に考えていること

良い教育を受けて幸せになってほしい

(*) 幼稚園の教育は、人間の一生の土台となる、心身の基本的な成長を確かなものにする大切なものです。近年の研究で、幼児教育への「投資効果」がきわめて大きいことが指摘されるようになってきました。幼児期に良質な教育を受けた人は、経済的な成功も含めて幸せな人生を送る確率が高くなるということです。ですから、幼稚園はひとり一人の心身の成長の必要に合わせて環境と遊び（活動）を計画し、準備し、またこれを援助します。

好奇心に満ちた、自主的・自発的なびのびした遊びを軸にした生活で全心身をはたらかせ、考え、工夫し、創り、表現して、友達と協力することや、時には争い、泣き、耐え、いたわりあう関係のなかで、社会性や理性が育ち、同時に、話すこと、考えること、試すこと、失敗をのりこえることなど、学力の基礎となる力も少しずつ着実に身につけていきます。

おもちゃのまち幼稚園では、この「本当の教育」をするために施設を工夫して整え、教員の研修にも力を入れ、お預かりした時間いっぱいには本当の教育、基本的な教育を展開するようにしております。

応募されるにあたっては、上記の教育方針をご理解いただき、幼稚園とご家庭が信頼関係に結ばれて、十分に教育活動が展開できるようご協力をお願い申し上げる次第です。また、私どもも最善の努力をお約束いたします。

園長 小野塚 聡

(*) OECD（経済協力開発機構）は、「Starting Strong（人生の始まりこそ力強く）」というスローガンを掲げ、幼児教育の推進を各国に呼びかけています。



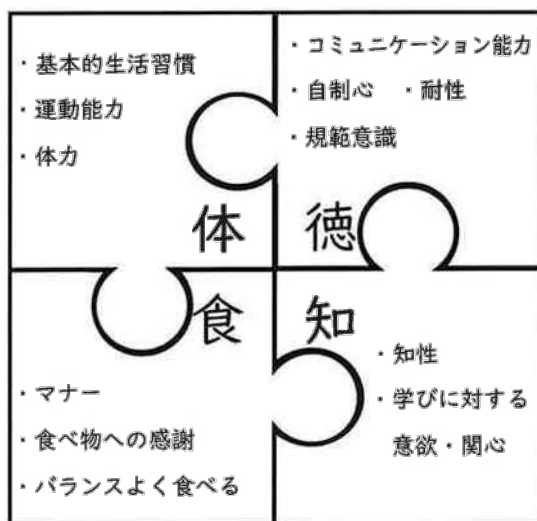
日課

曜日	時 間	昼 食	曜日	時 間	昼 食
月	教育時間※1 10:00～14:00 保育時間 07:15～18:15	給 食	木	教育時間※1 10:00～14:00 保育時間 07:15～18:15	給 食
火			金		
水		給食/弁当※2	土		

※1 教育認定の方も、預かり保育を利用し長時間保育が可能です。

※2 水曜日は月に2回程度「愛情♡弁当の日」となります。

👍 人生を肯定的に生きる力（PQ；Prefrontal Quotient）を育てます



多様な経験が豊かに計画された「環境による教育」により、人生を肯定的に生きる力を育てます。

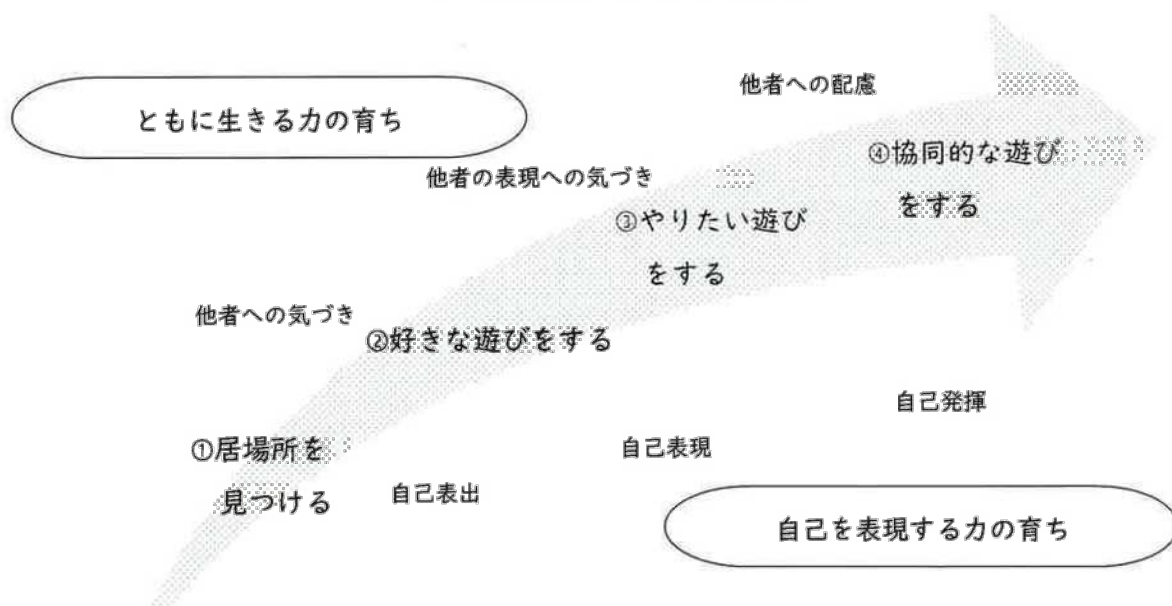
広い園庭では木登りができるトムソーヤの冒険の森など、子どもがワクワクする遊具を多数設置しています。体を動かしてのびのび遊びながら、ルールを守って危険を回避することを学びます。計画された学年ごとの教育活動や季節の行事などのさまざまな取り組みを通して子どもの世界を広げます。

また、健康な生活のベースとなる食育活動にも力を入れています。

💡 幼稚園の「あそび」は「まなび」

文部科学省 幼児教育の改善充実調査研究「協同して遊ぶことに関する指導」より

発達段階に応じて変化する遊びの図



近年、人とかかわりながら新しい発見をしたり新たな関係を生み出したりすることが苦手な子どもたちが増えています。おもちゃのまち幼稚園では、子どもたちが心地よい居場所を見つけ、友達や先生と協同する経験を積み重ねながら成長し、これからの人生をより豊かなものにできるよう、発達段階に合わせた環境づくりや活動を行っています。詳しい内容は、ぜひホームページをご覧ください。

☆おもちゃのまち幼稚園ホームページ

<https://omochanomachi.ed.jp/>

＼ ご見学受付中！ ／

☆ご相談・お問い合わせはこちら → ☎0282-86-5551





学校法人 真照寺学園 認定こども園

く に や 幼 稚 園

～ログハウスと自然が教室～

○ 住 所 〒321-0211 栃木県下都賀郡壬生町国谷840-1

○ 連 絡 先 TEL : 0282-82-1200
FAX : 0282-81-0018
H P : <https://www.kuniya.ed.jp/>



HPIはこちら

○ 面 積 敷地面積 9, 0 0 0 m²

構 造 認定こども園 園舎 : 木造二階建て（栃木県産材ログハウス）
木造平屋建て（0・1歳保育室）

○ 認 可 定 員 208 名

○ 保 育 時 間 【1号認定】 8時30分～14時45分（早朝保育：7時00分～8時30分）
（延長保育：15時00分～19時00分）

【2・3号認定】

短時間 : 8時30分～16時30分（早朝保育：7時00分～8時30分）

（延長保育：16時30分～19時00分）

標準時間：7時00分～18時00分（延長保育：18時00分～19時00分）

○ 設 備 ・床暖房 ・冷暖房 ・給食室完備
・防犯カメラ ・室内温水プール ・Airdog（空気清浄機）
・園舎／バス内ハイブリット光触媒コーティング ・110番通報システム
・AED

◇ 教育目標 ◇

健康で自分らしく活動力にみち、粘り強く取り組む子ども

まわりの人や物に対して思いやりのある子ども

旺盛な意欲をもって、自分の生活が自立できる子ども

積極的な表現のできる子ども

◇ 教育方針 ◇

土・水・太陽・生き物といった自然物に親しみ、環境を通した保育を基盤に、遊びの中で活動力を発揮しながら科学的な芽生えを育てます。日々の生活の中で仏教的情操（慈悲・感謝・生命尊重）を養い、子どもの権利と意見を尊重し、学びを進めます。安心と挑戦の循環と異年齢の協同を大切に、家庭・地域と連携して育ちを支えます。

◇ 教育内容 ◇

- （1）健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。
- （2）様々な人とかわかり、支え合って生活するために、自立心と協働する力を養う
- （3）自然や社会の身近な環境に積極的にかかわり、生活に取り入れていこうとする態度を養う
- （4）経験したことや考えたことを、言葉を使って伝え合い、相手の話を聞く意欲と態度を養う
- （5）豊かな感性を育て、感じたことや考えたことを創造的に表現する力を養う

◇ 1日の生活 ◇

1・2号認定のお子さま		3号認定のお子さま	
7:00～	順次登園 預かり保育	7:00～	順次登園 ・検温 ・視診
8:30～	朝の活動 ・身のまわりの整理整頓 ・外遊び	8:30～	自由遊び
9:30～	諸活動	9:30～	おやつ 年齢発達に応じた保育活動
11:30～	昼食（ランチルーム）	11:00～	昼食
13:00～	諸活動	12:00～	お昼寝
13:30～ 14:45	降園 ・バスの時間まで自由活動	14:30～	起床
15:00～	おやつ 預かり保育	15:00～	おやつ 自由遊び
16:30～	順次降園	16:30～	順次降園
18:00～ 19:00	預り保育	18:00～ 19:00	預り保育

◇ 園内活動 ◇

- ・ 英語（ECC） ネイティブ講師と日本人講師による、子どもたちが主役の体験型レッスンです。
- ・ 運動あそび 元気な「からだ」と「心」が育ちます。
- ・ リトミック 音楽を通し、身体的・感覚的・知的に優れた子どもたちを育てます。
- ・ 茶道（年長） 厳粛な雰囲気の中で日本の伝統的な文化を伝えます。
- ・ ピグマリオン（年少） 楽しみながら「考える力」を育てるメソッドです。

◇ 課外活動 ◇

- ・ 英語教室（ECC） ・ 体育スクール【アス育】 ・ ピグマリオン（まんてんキッズ）

◇ 年間行事 ◇

4月	・ 入園式	10月	・ 運動会
5月	・ 花まつり（お釈迦さまの誕生日） ・ 野菜の苗植え ・ 親子散歩 ・ 保護者定期総会	11月	・ 卒園遠足
6月	・ プール開き ・ 野菜の収穫 ・ 保育参観	12月	・ おゆうぎ発表会 ・ お餅つき
7月	・ セタ祭り ・ 野菜の収穫 ・ サマーチャレンジ（年長）	1月	・ なわとび記録会 ・ 新年の集い ・
8月	・ 夏祭りごっこ ・ 野菜の収穫 ・ 夏期保育	2月	・ 豆まき（節分） ・ 保育参観
9月	・ 園外保育 ・ 野菜の収穫 ・ 新入園児受付 ・ お祭りごっこ	3月	・ 創立記念日（3/18） ・ 卒園式 ・ 新入園児一日入園 ・ 保護者説明会

※ 毎月：誕生会

☆ 教育・保育充実のため、入園前に施設拡充費の一部5,000円と入園時に施設拡充費60,000円の納入をお願いいたします。

学校法人大久保学園 認定こども園 やすづか幼稚園

住 所 〒321 - 0201 栃木県下都賀郡壬生町安塚 1641-1

T E L 0282 - 86 - 1009

F A X 0282 - 86 - 2413

H P <https://www.yasuzuka.ed.jp>

面 積 敷 地 5292 m²

建 物 1297 m²

構 造 鉄骨造 2 階建

定 員 135 名

設 備

- ・ 防犯カメラ ・ 冷暖房 ・ 空気清浄機
- ・ A E D ・ 給食室
- ・ 園舎内、バス車内光触媒コーティング (抗ウイルス・抗菌)



小さなワクワク、大きくなあれ。

ドキドキしながら【発見】を求め
驚いたり喜んだりしながら【感動】できる環境があつてこそ、
子ども達の心はスクスク育つものです。

本園では、子どもの【発見】や【感動】のキッカケを提供し、
心の成長の芽にたっぷりと水を注ぎ、
十分な栄養のもとで伸び伸び育つよう、
全職員が愛情いっぱい保育に取り組んでいます。



教育・保育目標

『 健やかな体・豊かな心 』

- ◎ 基本的生活習慣
- ◎ 友達と元気に遊ぶ
- ◎ 思考力の芽生えを培う

園内活動・課外活動等

○ 日々の活動

- ・ 園庭遊び ・ リトミック ・ メロディオン
- ・ 絵画制作遊び ・ 縦割り遊び ・ 集団遊び
- ・ 読み聞かせ ・ 散歩 ・ 体操教室 (年中 ・ 年長)
- ・ 音楽教室 (全学年) ・ 絵画教室 (2 歳児以上)

○ 食育

- ・ 園で季節の野菜を育て食することにより
野菜の成長の様子に興味を持ち、食への
関心も高まります

○ 課外教室

- ・ 体操教室 ・ サッカー教室 ・ 新体操
- ・ ピアノ教室 ・ 英語教室

○ 子育て支援

- ・ 預かり保育 ・ 未就園児親子教室
- ・ 子育て相談

教育・保育実践の特色

田んぼ・畑に囲まれた
四季を彩る自然豊かな環境

友達と思い切り遊べる
広い園庭

愛情たっぷりの
保育教諭集団



全クラス複数担任制

野菜を育てながら
食育を体験で学べる
園の畑 (813 m²)



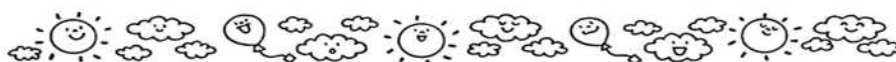
※これらの豊かな教育環境の中園生活を送ることで

幼保連携型認定こども園教育・保育要領に記されている

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿(10の姿)を育んでいきます！

(10の姿)

ア. 健康な心と体 イ. 自立心 ウ. 協同性 エ. 道徳性・規範意識の芽生え
オ. 社会生活との関わり カ. 思考力の芽生え キ. 自然との関わり・生命尊重
ク. 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚 ケ. 言葉による伝え合い
コ. 豊かな感性と表現



年間行事予定

月	内 容	月	内 容
4	入園式 始業式	10	運動会 園外保育 保育参観 内科・歯科検診 クッキング
5	内科・歯科検診 親子遠足 いちご摘み わくわく Day こどもの日クッキング	11	年長児遠足 冬野菜の収穫&収穫祭 保育参観&親子給食&引き取り訓練
6	じゃがいもほり 年長親子遠足	12	クリスマス会 お楽しみ会 終業式
7	七夕の集い お楽しみ会 夏野菜(トマト・きゅうり・すいか とうもろこし等)の収穫&収穫祭 スイミング体験 終業式	1	始業式
8	個人面談	2	豆まき 作品展 マラソン大会 お別れ遠足
9	始業式 祖父母参観	3	ひな祭りクッキング お別れ会 お楽しみ会 卒園式 修了式
毎月	・誕生会 ・身体測定 ・音楽教室 ・絵画教室 ・体操教室		

* 教育・保育充実の為、

入園時に入園申込手数料 5,000 円と施設拡充費 30,000 円の納入をお願いいたします。

自分らしくチャレンジできる場所



幼保連携型認定こども園 メリーランド保育園

1. 保育園概要

園名：社会福祉法人 共育会 幼保連携型認定こども園 メリーランド保育園
所在地：壬生町下稲葉343-1 連絡先：TEL 0282-82-5921 / FAX 0282-82-8052
ホームページ： <http://merryland.ed.jp>
保育時間：保育認定 平日 7:00～19:00 土曜日 8:00～17:30
教育認定 平日 9:00～14:00
※通園バスをご利用希望の方は、お申し出ください。
特別保育：病児保育、一時保育、預かり保育、誰でも通園制度
地域子育て支援事業：園庭開放（開催日：毎週火・木曜日 実施時間：9:00～11:30）



＜保育目標＞

— 子ども主体の保育を展開していく中で、子どもの自発性を促し
自ら選択していける環境を用意することで
指示がなくても自ら考え決定し、行動を選べる子を育てます—

＜保育方針＞

— 子どもの自発性を育てる保育 —



2. 保育内容

～やってみて気付いたこと・感じたことを大切にしながら、
人間の基礎力を育てていく「体験重視型保育」を取り入れています～

「英語にふれよう」

ネイティブスピーカーやバイリンガル講師陣が、日常的に子ども達と英語で触れ合うことで、リスニングスキルを高めながら、身の回りの英語での自然なやりとりに慣れることができます。ハロウィンパーティー等のイベントを通し、海外の文化にも興味を広げ、また希望者には歌やゲーム・カード等で楽しく遊び、英語への知識や関心を深めております。



「運動遊び」

運動療育士による指導で、体を動かす楽しさや気持ち良さを全身で感じる事ができ、心身の発達を促します。

「選択制保育」

子どもたちが自ら選択・決定していく力を習得していくために、子どもたちが参画し、日中の活動を自分で選べる環境を用意しています。

「リトミック」

音楽に合わせてリズムカルに走る・跳ぶ・跳ねる・舞う等の動作をすることで骨や筋肉、関節、神経系の発達を促します。

「日本太鼓・エイサー」

子どもの脳に良い刺激を与える音域のオリジナル楽曲で集中力を高めています。発表会でのパフォーマンスは圧巻！



3. 課外学習

対象：年中～（有料）

- 英会話：ネイティブ講師とバイリンガル講師による、楽しくしっかり学べるレッスンです。母国語の習得と同じようにまず英語のシャワーを沢山浴び、小学校就学前に英語でのコミュニケーションスキルを高めます。保護者様には日頃のレッスンのご様子を動画でご覧いただけます。※年少～可能
- サッカー：ボールにたくさん触れ、「仲間と一緒にサッカーを楽しむこと・好きになること」を大切にしています。
- 運動：脳を育てる運動あそびとして、有酸素運動で脳を活性化させます。共動・共感する楽しい遊びを通して、脳に刺激を与えることで、社会性や集中力の向上をねらいとしています。
- バルシューレ：ドイツで生まれたボール遊び教室で、運動が苦手・運動をこれから始める子のスポーツの入り口になります。楽しくかかわりながら、基礎運動能力・自発性・社会性を身につけます。※2、3歳児クラス対象
- チアダンス：栃木ゴールデンブレーブスの専属チアダンスチームがチアダンスの楽しさを教えてくれます。お友達と一緒に踊る楽しさやお披露目の機会（球場等）多く用意しております。
- 学研教室：学研教室による園内教室を導入しています。専門講師による指導で子どもたちの更なる知的好奇心や学ぶ意欲を育みます。



4. 保育方法

～乳幼児期の6年間で3つの生活ステージに分け、個々の発達を見守っています～

① 0～1歳児クラス 《安心は何よりの原動力》

この発達の段階では、愛着存在が重要な意味を持ちます。人は乳児に限らず、安心基地（帰属意識）があるからこそ外界への働きかけがあらわれて“自分でできる喜び”を見つけていきます。

② 2歳児クラス 《ルールのか付き》

自我を大切に、自分のことは自分でやってみるクラス。ソーシャルスキルの習得が著しく、対人関係や集団行動を営んでいくために独立したお部屋で生活しています。その中で自信をつけながら基本的な生活習慣をゆっくり丁寧に身につけていきます。



③ 3～5歳児クラス 《意思の尊重と自己決定》

3・4・5歳児で一緒に生活しています。一人ひとりの発達段階を大切に、制作内容や散歩コース等の活動を自分で選択して取り組んでいます。

異年齢児と一緒に生活をしていくので、自然と上の子が下の子の世話をしたり、下の子が上の子の真似をしたりという関わりの中で、思いやりの気持ちも育まれます。



《よくある質問（Q&A）》

認定に関すること

Q. 就労条件が変わった場合等、年度途中でも認定の変更はできますか。

A. 認定は、年度途中でも変更可能です。ただし、変更は月単位です。変更したい月の前月 15 日までに、こども未来課へ必要書類を提出してください。在園中の変更の場合は、園へ提出できます。

●教育認定から保育認定への変更等、保育時間の延長を希望する場合は、利用定員や職員配置の関係により、ご希望に添えないこともあります。変更を希望する場合は、必ず、園に確認してください。

●保育標準認定の方で、標準時間認定の条件に当てはまらなくなった場合（就労時間の変更や育児休業の取得等）は、その都度届出をしてください。

●変更したい内容や理由によって、申請書の他に証明資料の添付が必要になります。

例）就労時間が変わり、預ける時間を短時間から標準時間にしたい：申請書+勤務先の就労証明書

Q. 兄弟姉妹で教育認定（1号認定）と保育認定（2・3号認定）が異なってもよいですか。

A. 保育を必要とする理由（2ページ参照）に該当していれば、兄弟姉妹で異なる認定も選択可能です。

Q. 3歳の誕生日を迎えていれば、教育認定（1号認定）を受けることができますか。

A. 3歳の誕生日を迎えた翌月から、教育認定（1号認定）が受けられます。

Q. 育児休業から復職する場合、いつから入園できますか。

A. 慣らし保育期間を考慮し、復職・就労予定日が属する月の1か月前から入園できます。「慣らし保育」とは、乳幼児が保育所等へ入園後、新しい環境に慣れるため、徐々に預ける時間を延ばしながら、保育施設へ通い、無理のないように環境を整えていく大切なものです。慣らし保育の利用は、入所日からの開始となります。実施期間や利用時間については、入所決定後利用施設へご相談ください。なお、利用者負担額（保育料）は通常通りお支払いいただきます。

保育料（利用者負担額）に関すること

Q. 保育料（利用者負担額）はどのように決まりますか。

A. 保護者の方の住民税額（町民税所得割額）の合計額を元に算定します。ただし、保護者の収入が 100万円未満である場合においては、同居の世帯員（祖父母等）がいる場合、その世帯員の課税額を算定の対象とします。詳細は、7～8ページをご確認ください。

Q. 保育料（利用者負担額）はどのように納めますか。

A. 認定こども園や小規模保育事業所等に通っている場合は、施設に納めます。保育所に通っている場合は、町に納めます。町への納付で口座振替を希望する場合は、口座振替依頼書を金融機関に提出する必要があります。施設へ直接支払いが必要な料金の納付方法は、施設に直接お問い合わせください。

Q. 給食費は保育料と別に支払わなければなりませんか。

A. お子さんの認定の状況により、給食費の支払い方法が異なります。

- 1・2号認定のお子さん：給食費を施設に対して支払います。給食費の徴収額・方法は、入園を希望する施設にご確認ください。
- 3号認定のお子さん：給食費は保育料に含まれているため、別途徴収はありません。

園の申込に関すること

Q. 申込書を提出した後に、希望する園の順番を変更することはできますか。

A. 入園調整が終了する前であれば、対応することができます。お早めにご連絡ください。

Q. 町外の園に保育認定（2・3号認定）で申込みをしたいです。可能ですか。

A. 広域入所の要件（※）を満たしていれば、申し込めます。申込書類の提出は住民登録地の壬生町で承ります。市区町村によって申込期限が異なり、入園の調整に2か月程度かかります。町外の園を希望する場合は、お早めにご相談ください。

※広域入所の要件：園の所在する市区町村に保護者の就労・就学先がある、入園を希望する園のある市区町村に転出予定である等、詳しい条件は、入園を希望する園が所在する市町村にご確認ください。

Q. 第一希望の園に入園できない場合は、連絡が来ますか。

A. 第一希望の園へご案内が難しい場合は、通知送付前に電話にてご連絡させていただきます。

Q. 町外の園に保育認定で申込み、入園が決定したら、卒園まで通うことができますか。

A. 就労条件の変更や、施設の申込状況によって、途中で退園になる可能性があります。

町外の園は、単年度契約です。保育認定での入園は、園の所在地に住民登録のあるお子さんが優先されるため、町外の園に保育認定で入園されている方は、毎年、入所申込書を提出し、入所調整があります。また、就労時間の変更や第二子の育児休業の取得等、保育を必要とする理由の変更により、年度途中であっても退園となる場合もあります。壬生町外の方が壬生町内の園に保育認定で入園した場合も同様に、単年度契約で、途中退園の可能性があります。ご理解の上、お申し込みください。

Q. 申し込んだ園に入れなかった場合、保留通知はもらえますか。

A. 必要な場合は、お申し付けください。ただし、内定を辞退した場合や、保育所等への入所申込において落選希望であることが明らかな場合は、保留通知の発行はできません。

☆わからないこと不安なことは利用者支援員にお気軽にご相談ください☆

利用者支援員事業 《利用者支援専門員が子育てに関する相談に応じます》	相談日時受付は 下記の2次元コードからアクセスできます 壬生町の方ならどなたでも申込可
○ 利用日時 月曜日～金曜日 午前9：00～午後4：30	
○ 相談方法 ・子育て支援センターつばめにて遊びの広場にて相談 ・手軽な電話での相談 ・つばめ相談室にて個別での相談 ・子育て支援センターひよこや児童館でもお受けします。	
 ※相談は無料です。 相談内容の秘密は守ります。	 利用者支援 子育て相談室 

壬生町こども家庭センター

「ぱれっと」



壬生町では、子育て世帯や妊婦さん等を対象に、専門的な相談に応じ総合的かつ継続的に支援することを目的とした“壬生町こども家庭センター『ぱれっと』”を運営しています。

相談対応や関係機関との連携調整を図ることで、お子様の健やかな発達を見守り、自立を支援します。

<どんな相談に乗ってくれるの？>

- ・育児ストレスを感じている
- ・イライラして子どもを叩いたり、大声を出したりしてしまう
- ・子どもの発達が心配
- ・子どもが学校に行きたがらない

etc.……なんでも OK！

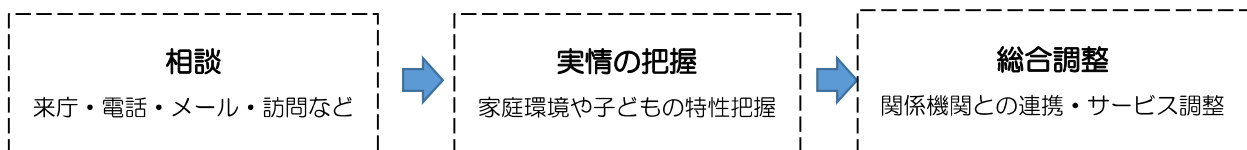
<誰が相談にのってくれるの？>

保健師、助産師、社会福祉士、保育士、心理士など、資格を持ったスタッフが相談に応じます。
必要に応じて関係機関と連携を取り、皆様が抱えている悩みを一緒に解決する手助けをします。

<対象は？>

壬生町内に住むすべての子ども（18歳未満）とその家族、妊産婦さんが対象となります。

<相談から支援までの流れ>



※相談をご希望の際は、電話またはメールにてご予約をお願いします。

＼秘密は厳守しますので、安心してご相談ください／

【問合せ】

壬生町こども家庭センター（壬生町役場 こども未来課内）

☎ 0282-81-1864

✉ kodomo@town.mibu.tochigi.jp

月～金曜日（国民の祝日・休日、年末年始を除く）8：30～17：15

フォームでの

問い合わせはこちら

